

様式第4号(第10条関係)

下野市国民健康保険運営協議会 議事録

審議会等名 令和3年度 下野市国民健康保険運営協議会
日 時 令和3年5月19日(水) 午後1時30分から午後3時まで
会 場 下野市役所 2階 201会議室
出席者 伊澤美智江委員、稲見郁夫委員、九鬼眞澄委員、岡田利委員、須崎よしえ委員、
高橋康子委員、富山剛委員、内藤文明委員、鈴木玉枝委員、貝木幸男委員、
磯辺香代委員、吉永希代子委員、金清隆純委員、吉田恵子委員、
遠藤正三郎委員、山下祐治委員
欠席者 野口徹委員
市側出席者 山中副市長
(事務局) 山中市民生活部長、川嶋市民課長、高山税務課長、
五月女主幹、朝日主事、日向野課長補佐、宇賀持課長補佐、青木副主幹
公開・非公開の別 (公開) ・ 一部公開 ・ 非公開)
傍聴者 1人
議事録(概要)作成年月日 令和 3年 6月 10日

【協議事項等】

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 協議事項
 - (1) 会長及び職務代行者の選任について
 - (2) 下野市国民健康保険税の見直しについて(資料1)
 - (3) 下野市国民健康保険条例の一部改正について(資料2、2-1、2-2)
- 6 報告事項
 - (1) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について(資料3)
 - (2) 令和3年度下野市国民健康保険事業計画について(資料4)
 - (3) 令和3年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュールについて(資料5)
- 7 その他
- 8 閉会

1 開会

(事務局) 定刻になりました。ただ今より、令和3年度第1回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

2 委嘱状の交付

(事務局) この度、新たに17名の方を委嘱いたします。
(副市長より委嘱)

本日空席の3号委員 下野市男女共同参画推進委員会からの推薦は7月頃となっており、別途、委嘱する予定です。

3 あいさつ

(副市長) 国民健康保険につきましては、医療保険制度のセーフティネットの役割を担っており、医療の確保、健康の保持増進に大きく貢献している。しかし、加入者の年齢構成が高い為に、医療費水準が高い一方所得水準が低いといった構造的な課題をかかえており、財政基盤については非常に脆弱である。国保財政の立て直し、基盤強化を図るため平成30年度から県が財政運営の責任の主体となっており、安定的な財政運営、効率的な医療を確保するなど国保運営の中心的な役割を担うこととなっている。
当市も引き続き、保健事業に力を入れており特定健診未受診者対策そして糖尿病重症者予防事業、医療費の適正化に取り組み、被保険者の健康管理意識の改善を図り、財政の健全化と安定化の確保に努めている。
今年度は運営協議会委員の改選があり、皆様には令和4年度から適用される税率の見直し等協議いただく予定である。

4 自己紹介

[委員及び職員自己紹介]

5 協議事項

(1) 会長及び職務代行者の選任について

(事務局) これより協議事項に入りますが、本日の会議は委員改選後初めての協議会のため会長が決まっておりません。下野市国民健康保険規則第9条の規定により「協議会の会議は会長が議長となる。但し、会長及び会長の職務を代行する委員がともに欠けた場合の会議においては、年長の委員が臨時に議長となる」とあるため、鈴木玉枝委員に臨時に議長をお願いしたいと思います。

(鈴木委員) 只今ご指名いただきました鈴木です。会長が選出されるまでの間、臨時に議長を務めさせていただきます。協議事項に入る前に、本日の出席人数は定数17名のところ16名で下野市国民健康保険規則第11条の規定により会議の定足数を

満たしておりますので本会議が成立していることをご報告申し上げます。
続きまして、下野市国民健康保険規則第 14 条の規定により本日の会議録署名人
に、被保険者代表の伊澤委員と稲見委員を指名したいと思いますがご異議ござ
いませんか。

—異議なし—

異議なしと認め本日の会議録署名人は伊澤委員と稲見委員をお願いいたします。
それでは、協議事項(1)「会長及び職務代行者の選任について」、国民健康保険
法施行令第 5 条の規定により公益を代表する委員の中から選出していただくこ
ととなっております。選出の方法につきましては、投票による方法、または指
名推薦による方法がありますが、ここでお諮りいたします。
本日ご出席の 4 名の公益代表の中から指名推薦の方法で選出したいと思いま
すがご異議ございませんか。

—異議なし—

異議なしと認め、指名推薦の方法で選出することといたします。初めに会長の
選出をしたいと思えます。公益を代表する委員の中からどなたかの推薦はあり
ますか。

(伊澤委員) 磯辺委員がよろしいかと思えます。

(鈴木委員) 磯辺委員を選任することについて、お諮りいたします。ご承認いただける場合
は拍手をもってお願いします。

—拍手多数—

(鈴木委員) 異議なしと認め、会長に磯辺委員が選出されました。

それでは以上をもちまして、臨時議長の職を解任とさせていただきます。

(事務局) 只今、会長が選出されました。それでは、磯辺委員、議長席におつきください。
ここからの進行は、磯辺会長にお願いします。

(磯辺会長) それでは続きまして、会長の職務を代行する委員を選出いたします。

先ほど指名推薦の方法を承認いただけましたため、どなたかご推薦をお願いいた
します。

(鈴木委員) 金清委員をお願いしたいと思えます。

(磯辺会長) 金清委員を選任することについて、お諮りいたします。ご承認いただける場合
は拍手をもってお願いします。

—拍手多数—

(磯辺会長) 異議なしと認め、会長の職務を代行する委員に金清委員が選出されました。よ
ろしくお願いいたします。

(2) 下野市国民健康保険税の見直しについて(資料 1)

(磯辺会長) 「下野市国民健康保険税の見直しについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局) 下野市の国民健康保険税は、合併後に「不均一課税の統一」や「課税方式を 3

方式への変更」を行い、平成26年度以降は基金を保険給付費に充当することで、税率上昇を最小限に抑える改定を実施してきました。

直近の令和元年度の見直しの際には、資料1の裏面に参考として載せさせていただいておりますが、所得割の税率や、均等割額・平等割額を改正することなく、仮に不足が生じた場合には、財政調整基金を取り崩すことで対応し、課税限度額のみ国の定める限度額まで令和2年度から3年度にかけて段階的に引き上げることとしておりました。

結果的に、令和元年・2年度と基金を取り崩すことなく、令和3年3月末現在の基金保有額は約9億1千万円あり、市独自財源としての活用ができる状況であります。

しかしながら、平成30年度からの国保制度改正により県が財政運営の責任主体となり、県へ納付する必要がある「事業費納付金」につきましては、医療や所得の水準を反映し県全体で調整して決定されており、今後の納付金額につきましては、県と連携し適正な見込みをしていくとともに、県が示す納付金額と保険税率を参考に、下野市の保険料率の算定をする必要があります。

また、令和3年度予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入の減少により、国民健康保険税収入の減少が見込まれることから財政調整基金3千万円の繰入を予定して編成しております。

このような状況で、下野市では2年に一度、保険税の改正を行っており、今年度は令和4年度から適用する税率等の見直し時期ともなります。今後のスケジュールとしましては、次回8月の運協で市長から「見直しについて」の諮問がされる予定です。

市長から諮問があったときは、「参考資料④ 下野市国民健康保険規則」をご覧くださいと、その第1条にありますように運協で「審議して答申」する必要がありますので、事務局からの試算（案）の提示や皆様のご審議を経て、市長に答申をしていただくこととなります。

(磯辺会長) 今年度、国民健康保険税の見直しの年であるということですが、ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。質問が無いようなので、(2) 下野市国民健康保険税の見直しについて、ご承認をいただけますでしょうか。

—異議なし—

(磯辺会長) 次回の運営協議会では諮問を頂戴いたしますのでその時から具体的に検討してまいります。それでは、協議事項(2)については承認されました。

(3) 下野市国民健康保険条例の一部改正について(資料2、2-1、2-2)

(磯辺会長) 「下野市国民健康保険条例の一部改正について」事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、まず資料2-2カラーのチラシをご覧ください。令和2年1月以降、

国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われる被用者の方(会社等から給与の支払いを受けている方)が、その療養のため仕事を休んだ場合に、記載の条件等により「傷病手当金」の支給を受けられます。

これを踏まえまして、資料2の1.概要をご覧ください。

令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布、同年2月13日より施行されたことにより、新型コロナウイルス感染症の定義について変更がありました。

それに伴いまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について規定しております下野市国民健康保険条例について今回一部改正をするものです。

右側の現行条文の第9条の2第1項中の新型コロナウイルス感染症の定義について、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する」という部分を、改正案では「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である」に改めるものであります。

(磯辺会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。質問が無いようなので、
(3) 下野市国民健康保険条例の一部改正について、ご承認をいただけますでしょうか。

—異議なし—

6 報告事項

(1) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について(資料3)

(磯辺会長) 「下野市国民健康保険税条例の一部改正について」事務局の説明をお願いします。

(事務局) 本件につきましては、前回の議案として、委員の皆様にはご多用の中ご審議を賜り、誠にありがとうございました。皆様にご審議を戴いた、先の令和3年第1回議会定例会におきまして、議決されましたので、ご報告申し上げます。

まず、1.の「概要」でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、令和3年度の課税限度額について、本運営協議会での検討結果に基づき、条例を一部改正したものでございます。

次に、2.の「理由」といたしましては、被保険者間の税負担の公平の確保と、国民健康保険事業の安定的な運営維持を図るものでございます。

次に、3.の「改正内容」といたしましては、条例の第2条第2項及び第4項と、第23条第1項につきまして、医療保険分及び介護納付金分の課税限度額を、令和2年度の法定限度額に合わせて改正するものでございます。

(1)の「医療保険分及び介護納付金分の課税限度額の法定限度額への改正」で

すが、令和2年度の課税限度額につきましては、医療保険分が61万円となっておりますが、改正後の令和3年度は63万円に、同様に、介護納付金分が16万円となっておりますが、改正後は17万円となります。なお、後期高齢者支援金分につきましては、改正はございません。

(2)の「改正後の影響」といたしましては、増収見込額として約410万円を見込んでおります。内訳ですが、医療保険分の課税額が63万円以上で、増加額2万円の増加世帯は153世帯で、306万円の増加見込み、同じく、課税額が61万円から63万円で増加額1円から19,999円の増加世帯は16世帯で、16万円の増加見込みとなります。よって、合計169世帯で、課税額として322万円を見込んでおります。また、介護納付金分の課税額が17万円以上で、増加額1万円の増加世帯は81世帯で、81万円の増加見込み、同じく、課税額が16万円から17万円で増加額1円から9,999円の増加世帯は13世帯で、7万円の増加見込みとなります。よって、合計94世帯で、課税額として88万円を見込んでおります。

次に、4.の「施行期日」につきましては、令和3年4月1日、「適用区分」につきましては、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用されるものでございます。

令和2年11月24日に開催いたしました前々回の国民健康保険運営協議会でもご報告いたしました「個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し」につきまして、改めてご説明いたします。

まず、1.の「概要」でございますが、平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の低所得者に係る軽減判定所得が見直されたことから、条例を一部改正したものでございます。

次に、2.の「理由」といたしましては、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないよう適切な措置を講じることで、安定的な制度の運用を図るものでございます。

次に、3.の「改正内容」といたしましては、条例の第23条第1項第1号から同項第3号、及び附則につきまして、地方税法施行令の一部を改正する政令に基づき、改正したものでございます。

国民健康保険税の減額の基準について、基礎控除額相当分の基準額が、現行の33万円から43万円に引き上げられるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものとなります。具体的には、資料内の「軽減判定所得」の表のうち、「軽減種別」が7割軽減の場合、「改正前」は基礎控除額相当分の基準額33万円が、「改正後」は43万円となり、これに(10万円かける給与所得者等の数から1を減じた)数値が加算されることとなります。軽減判定において

は、基礎控除額相当分の基準額が33万円から43万円に10万円増額となっていることから、給与収入、公的年金等の収入がない世帯に対しては、軽減判定基準の拡充となります。給与所得控除及び公的年金等控除が減少し、基礎控除額相当分の基準額が増加したことにより、今まで以上に高収入者層の負担が大きくなりますが、個人事業主やフリーランスで働く人々の不公平感は減るものと考えられ、国としては多様化する働き方への対応を図っているものとなっており、低所得者に係る軽減判定所得について、意図せざる影響や不利益が生じないように見直されているものとなっております。

次に、4.の「施行期日」につきましては、令和3年4月1日、「適用区分」につきましては、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用されるものでございます。

(磯辺会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。

(伊澤委員) 課税限度額についてですが、今年度の改正について国の方で何か発表はありましたか？

(事務局) まだ国の方で正式なアナウンスはありません。令和4年度について、課税限度額を上げないという見通しは示されているところですが、今後また情報を把握しましたら皆さんにお示しします。

(磯辺会長) 国の方で課税限度額を上げると市でも国に合わせて上げるということやってまいりました。今年度の国会で上げるという判断がされなければ来年は据え置きということになりますかね。何か変化があり次第ご報告いただくということをお願いします。

(2) 令和3年度下野市国民健康保険事業計画について(資料4)

(磯辺会長) 「令和3年度下野市国民健康保険事業計画について」事務局の説明をお願いします。

(事務局) 国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を担っています。今後さらに進展していく超高齢社会においてその役割は一層重要性を増し、保険財政の健全化に努めながら、将来的な医療費の伸びを抑制するため、保健事業の強化・充実が期待されているところです。本市においても、引き続き保健事業に力を入れ、生活習慣病の発症・重症化予防に取り組み、被保険者自らの健康管理意識の改善を図ります。

計画を実施するにあたって重点項目を、「事業運営の適正化の推進」から、「広報活動の推進」までの6項目を掲げております。これら重点項目を実施するための事業内容及び今年度の目標値を記載させていただいたものが資料4になります。それぞれの重点項目と内容につきましては、「事業運営の適正化の推進のための、運営協議会の開催」こちらは先立って申し上げた保険税の見直しの為、例年より1回増の全5回を予定しております。「保健事業の推進のための、特定健診等実施

の推進、特定保健指導の実施率向上、疾病予防普及・啓発事業等の推進」です。疾病予防普及につきまして、目標として糖尿病重症化予防プログラム参加者数を目標値 20 名と設定させていただいています。こちらは昨年度の実績は対象者 73 名のうち 7 名が参加という結果でした。「医療費適正化の推進」です。こちらの事業内容として、レセプト点検強化、医療費通知の実施、重複頻回受診者対策の推進、後発医薬品の利用促進、裏面に移りまして医療費適正化の啓発活動となっております。レセプト点検強化の目標値については、こちら県に報告するレセプト点検実施計画から抜粋しており、今年度の値は未だ確定していないため令和 2 年度の数値を掲載させていただいております。続いて、「国税収納率の向上のための徴収の適正な実施による収納率向上、口座振替の推進、コンビニエンスストア等での収納の実施、催告・督促等の強化及び差押えの実施、滞納世帯に対する納税相談等実施」です。次に、「資格適用の適正化」として、各種事務処理による適正化の正確かつ迅速な実施、「広報活動の推進」として、制度周知による広報活動となっております。

今年度の事業計画については、以上 6 つの重点項目に基づいて取組んでまいりたいと考えております。事務局からの説明は以上です。

(磯辺会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。

(貝木委員) 催告、督促、差し押さえ件数 300 件とありますが、この中で無保険となってしまった方はいますか？差し押さえしても保険証が出せずに無保険になってしまう方ですね。

(磯辺会長) 差し押さえしてもまだ未納の部分が残ってしまって無保険になってしまう方はいるのか、あるいは無保険に代わる対策をしているのかということをお伺いします。資格者証を発行していますよね。

(事務局) 国民健康保険の方で短期保険証といいまして、効力は一般証と同様ですが、1 か月や 3 か月等区切って期限を設定しており保険税を納付いただくと延長できるような形になっているものがあります。この短期証の世帯が 4 月現在で 89 世帯あります。それに加え、資格者証といいまして、10 割負担になってしまうものがあり、この資格者証の世帯が 90 世帯、合わせると 179 世帯になっています。短期証・資格者証世帯どちらについても、高校生以下の方につきましては基本的に 6 か月の短期証が出ております。

(貝木委員) 10 割ということは、要は無保険と同じってことですね。

(事務局) 資格者証というのは、国民健康保険の資格はあるが、その場では療養の給付は受けられず一旦 10 割ご負担いただくものになります。

(貝木委員) でもその 10 割の方が 90 世帯もある。それは指導等で改善していつていますか？毎年同じような世帯数なのでしょうか。

(事務局) 随時納税相談を受け付けており、分納等行っていただけるのであれば短期証に切り替える場合もありますが、やはり納めるのが難しいという世帯もありますので。

- (貝木委員) 市で何もしていなくて90世帯というわけではなく、対応してもこの数字になってしまうということですね。
- (事務局) 税務課からの補足になります。滞納世帯等についてですが、こちらも財産等を調査したうえで、その方に寄り添った状態で納付相談しています。その中でも差し押さえ可能な財産がないという状況であれば、分納という形で対応させていただいている状況です。
- (貝木委員) 差し押さえできる財産もない世帯で、仮に病気になった時10割で病院にかかるとなると生活が成り立たなくなってしまう。悪循環に陥ってしまうのでそうすると生活保護を勧めるとかそういった段階になってしまうのではないのでしょうか。
- (磯辺委員) その辺りは事務局いかがでしょうか。個人情報に差支えない範囲でどのような対応をしているとかお話いただければ。
- (事務局) そういった困窮の世帯につきましては、個別に状況に寄り添ってお話させていただいた上で社会福祉関係機関へ繋いでいる状況です。
- (磯辺会長) ありがとうございます。貝木委員よろしいでしょうか。はい、他にございませんか。では以上で報告事項(2)を終わります。

(3) 令和3年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュールについて(資料5)

- (磯辺会長) つづいて「令和3年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュールについて」事務局の説明をお願いします。
- (事務局) スケジュールとしましては、先ほどの事業計画にもありました通り、本年度の運協の会議を、本日を含めて5回の開催を予定しております。協議内容は、資料にもありますとおり、予算・決算についてや、保険税の見直しについてになります。委員の皆様にはご負担をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 続いてその他についてですが、10月の国保連主催の研修会は10月20日(水)を予定しています。ほか、産業祭でのPR活動などを予定しておりますが、研修会及び産業祭共々コロナウイルス感染症の影響により予定が変更になる場合がございますのでご了承ください。決定次第随時ご連絡いたします。
- (磯辺会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。では以上で報告事項を終わります。

7 その他

- (磯辺会長) 事務局でなにかございますか。

—事務局追加配布資料説明—

[高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施について]

- (磯辺会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。では以上でその他を終わります。本日予定しました議事は全て終了しました。以上を持ちまして進行を事

務局にお返しします。

8 閉会
(事務局)

ありがとうございました。次回の国民健康保険運営協議会は8月5日を予定しております。また改めて開催通知を送付いたしますのでよろしくお願いします。以上をもちまして第1回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。おつかれさまでした。

以上

会議の経過を記載し、その相違がないことを証するためにここに署名する。

会 長

磯辺 香代

署名委員

箱見 郁夫

署名委員

伊澤 美智江